

社会福祉法人日野町社会福祉協議会 役員等の報酬および費用弁償支給規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人日野町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員および評議員等（以下「役員等」という。）の報酬および費用弁償（以下「報酬等」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員等の範囲)

第2条 報酬等を支給する役員等は、次のとおりとする。

- (1) 理事および監事
- (2) 評議員
- (3) 本会が規定する委員会および部会の委員
- (4) 会長が特に必要と認めた者

(報酬の額)

第3条 役員等の報酬の額は、月額、日額または1回あたりとし、別表第1のとおりとする。

(月額報酬の支給)

第4条 月額報酬は、その選任された月から任期満了または退任の月まで支給する。ただし、月の途中で異動があった場合の月額報酬は、日割りにより計算する。なお、死亡により、その職を離れるときは、その月までの月額報酬を支給する。

2 日野町の職員および日野町内の学校職員の身分を有する役員等については支給しない。

3 月額報酬の支給方法は、本会職員の例による。

(日額または1回当たりの報酬の支給)

第5条 役員等が次の各号の会議等に出席したときは、別表に定める日額または1回当たりの報酬を支給する。ただし、月額報酬の支給を受ける役員等ならびに日野町の職員および日野町内の学校職員の身分を有する役員等については支給しない。

- (1) 理事会および会計監査
- (2) 評議員会
- (3) 本会が規定する委員会および部会
- (4) 会長の要請を受けて出席する会議等。ただし、実施機関から報酬等が支給される場合は支給しない。

2 日額または1回当たりの報酬は、必要に応じて一括して支給することができる。

(費用弁償)

第6条 役員等が業務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費は、社会福祉法人日野町社会福祉協議会旅費規程の例による。

(改正)

第7条 この規程の改正は、理事会の議決を得て改正する。

(委任)

第8条 この規程の定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人日野町社会福祉協議会役員報酬および費用弁償規程（平成14年3月27日）は廃止する。

別表第1（第3条関係）

役職名	報酬額
会長	月額75,000円
理事	日額2,000円（文書審議は1回当たり500円）
監事	日額2,000円
評議員	日額2,000円（文書審議は1回当たり500円）
各種委員会・部会の委員	日額2,000円
会長が特に必要と認めた者	日額2,000円